



税理士 山本 善通 氏

Question

所得拡大促進税制

当組合は、共同購買事業を拡大してゆくために、新卒採用も含め、来年度は雇用拡大をすすめてゆく計画であります。所得拡大促進税制が改正されたと聞きましたが、概要を教えてください。

Answer

【概要】

経済の好循環・持続的な成長には、所得の増加を通じた内需拡大が重要とした所得拡大促進税制は、平成25年度税制改正において創設され、平成30年度税制改正で大きな見直しが行われました。更に今回、適用要件の一部見直しと簡素化が図られ、雇用を増やすことにより、所得拡大を図る企業も評価できる制度となりました。

【具体的な改正について】

下記の通り、継続雇用者の給与等支給額の増加割合が1.5%以上であることの要件が、雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が1.5%以上であることの要件となりました。

現行制度	改正案（令和4年度末まで）
<p>【通常要件①】 継続雇用者給与等支給額が前年度比で1.5%以上かつ</p>	<p>【通常要件】 給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度比で1.5%以上</p>
<p>【通常要件②】 給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度以上</p>	
<p>【措置内容】 ✓ 給与等支給総額の増加額の15%を税額控除</p>	<p>【措置内容】 ✓ 給与等支給総額の増加額の15%を税額控除</p>
<p>【上乗せ要件】 継続雇用者給与等支給額が前年度比で2.5%以上であり、次のいずれかを満たすこと</p> <p>I. 教育訓練費が対前年度比10%以上増加 II. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること</p>	<p>【上乗せ要件】 給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度比2.5%以上であり、次のいずれかを満たすこと</p> <p>I. 教育訓練費が対前年度比10%以上増加 II. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること</p>
<p>【措置内容】 ✓ 給与等支給総額の増加額の25%を税額控除 ※控除上限は、法人税額の20%</p>	<p>【措置内容】 ✓ 給与等支給総額の増加額の25%を税額控除 ※控除上限は、法人税額の20%</p>

【留意点】

所得拡大促進税制は、租税特別措置法における制度であり、税額軽減措置の適用にあたり、当初の確定申告において納税者がある意思表示を行うことを要件に適用を認めています（当初申告要件）。したがって、当初の申告で申告書・明細書への記載がないと、更正の請求・修正申告では認められないので留意して下さい。

尚、改正案は、閣議決定された大綱をもとに作成していますので、修正される可能性もありますので留意して下さい。